

工場新增設促進のための関連法令の規制緩和

(国家戦略特別区域工場等新增設促進事業)
(国家戦略特別区域法第20条の2)

規制改革の内容

特例措置前

工場新增設の際に確保すべき緑地面積等については、国が基準（準則）を定め、市町村は国が定めた基準の範囲内で基準を設定

特例措置

区域計画の認定があった場合、市町村の条例の制定により、工場敷地の緑地面積率等の基準の緩和を可能とする

効果

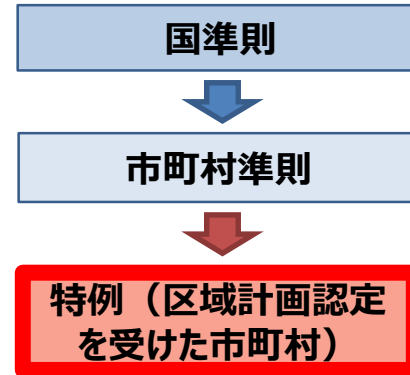
- 工場新增設等の投資促進
- 国内の生産拠点の整備促進及び物流機能を強化

規制改革の概要

工場立地法等の特例の創設

周辺環境との調和の確保を図りつつ、地域の判断で緑地面積率等の基準を緩和することを可能に

【緑地面積率規制の仕組み】



緑地面積率規制の特例活用イメージ

	用途地域		
	工業専用・工場地域	準工業地域	その他の用途地域
国準則	20%以上		
市町村準則	10%以上	15%以上	20%以上
特例(活用例)	3%以上	5%以上	10%以上

※赤枠内は特例措置に基づき特区自治体が個別に定めることができる

国内の生産拠点の整備を促進、物流機能を強化